

習志野市制施行70周年記念事業企画準備委員会設置要領

(設置)

第1条 習志野市制施行70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施に当たり、市民、事業者等との協働により記念事業を実施していくために、習志野市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱第9条に基づき、習志野市制施行70周年記念事業企画準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 記念事業の計画案の策定に関すること。
- (2) 記念事業の計画の実施に関すること。
- (3) 記念事業に係る連絡及び調整に関すること。
- (4) その他記念事業等に必要事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、会長及び18人以内の委員をもって組織する。

2 準備委員会の委員は、習志野市制施行70周年記念事業実行委員会設置要綱第1条に規定する目的に賛同する団体等（以下「団体等」という。）から習志野市制施行70周年記念事業実行委員会会長が委嘱する。

3 準備委員会の委員の任期は、準備委員会解散の日までとする。

4 準備委員会の委員がその職を離れたときは、当該委員の属する団体から選出された後任者が新たな委員となり、前任者の残任期間を務めるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 準備委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初の会議は、習志野市制施行70周年記念事業実行委員会の会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席することができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により委員を代理することができる者は、当該委員の属する団体等に属する者で、当該委員があらかじめ指名したものであるとする。

(報償費)

第7条 会長は、委員（市の職員を除く。次条において同じ。）又は前条第1項の規定により委員を代理する者（以下「委員等」という。）及び第5条第2項に規定する関係者が会議に出席した場合は、報償費として日額7,300円を支払うものとする。

(費用弁償)

第8条 会長は、委員等が会議等に出席したとき又は公務のため旅行したときは、実費を支給する。

(部会)

第9条 準備委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会を組織する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 第5条（ただし書を除く。）から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「準備委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（解散）

第10条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

（庶務）

第11条 準備委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。